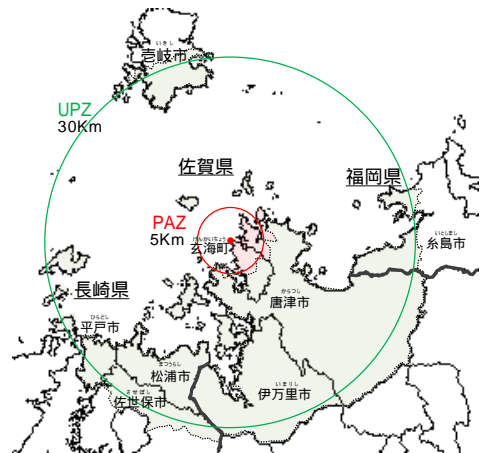


資料 1 - 2 玄海地域の緊急時対応（概要版） 原子力災害対策重点区域・広域避難先

1. 玄海地域の原子力災害対策重点区域

- 玄海地域における原子力災害対策重点区域（概ね半径30kmの範囲）の人口は262,826人（佐賀県：平成28年4月30日現在、長崎県：平成28年3月31日・4月1日現在、福岡県：平成28年4月1日現在）
- PAZ内の人口は玄海町3,673人、唐津市4,453人。
- UPZ内の人口は関係8市町254,700人。

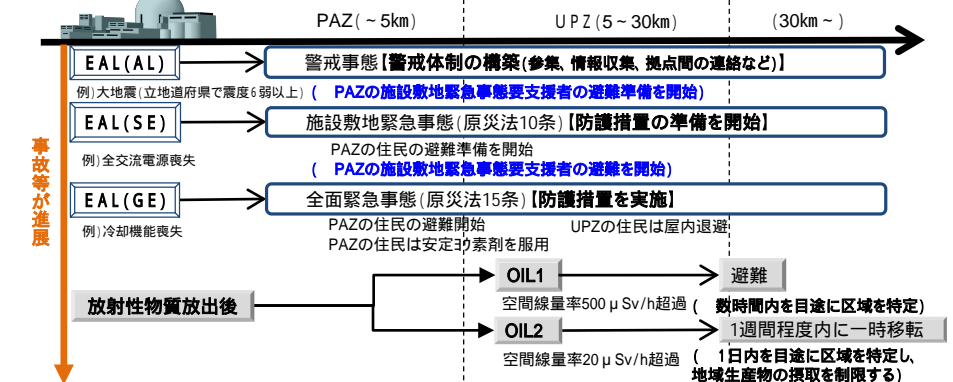


関係県	PAZ内 (概ね5 km)	UPZ内 (概ね5 ~ 30km)	合計
	佐賀県	8,126 人	
長崎県	-	60,371 人	60,371 人
福岡県	-	14,826 人	14,826 人
合計	8,126 人	254,700 人	262,826 人

PAZ(予防的防護措置を準備する区域):Precautionary Action Zone
UPZ(緊急時防護措置を準備する区域):Urgent Protective Action Planning Zone

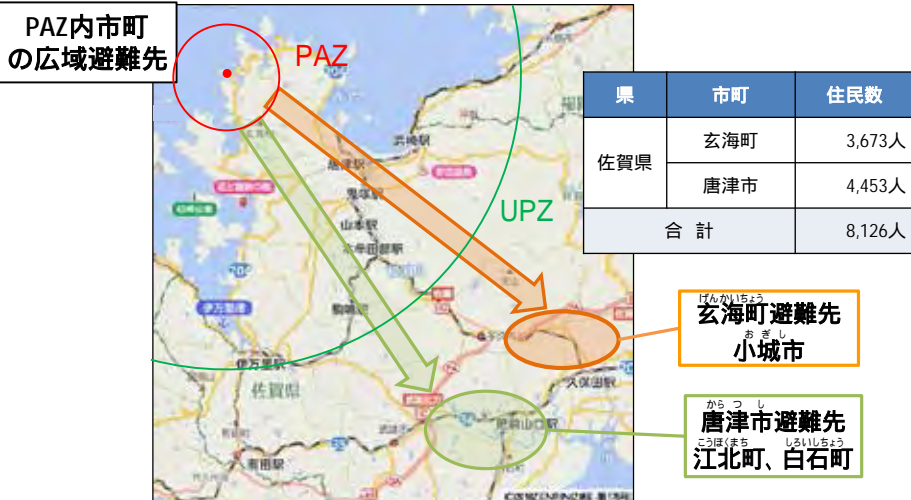
2. 原子力災害対策指針における緊急時防護措置実施の考え方

- 緊急事態の初期段階は原子力施設の状態等の進捗で、放射性物質放出後は緊急時モニタリングの結果に基づいて防護措置を実施。
- EAL (Emergency Action Level) による段階的避難 / 施設敷地緊急事態要支援者は早期避難
- 原子力施設の状態等に基づく緊急事態区分を導入し、その区分を判断する基準 (EAL) を設定。EAL に基づき防護措置を行う。
- 施設敷地緊急事態要支援者の避難は通常の避難より時間がかかるため、EAL (SE) の段階から避難を開始する。ただし、避難により健康リスクが高まるおそれのある者は避へい効果の高い建物等に屋内退避する。
- 緊急時モニタリングの実施 / OIL (Operational Intervention Level) に基づく判断
- 国はEAL (SE) の段階で緊急時モニタリングセンターを立ち上げる。放射性物質放出後、モニタリング結果と防護措置の実施基準 (OIL) に基づき、PAZ外の住民の防護措置の実施を判断する。



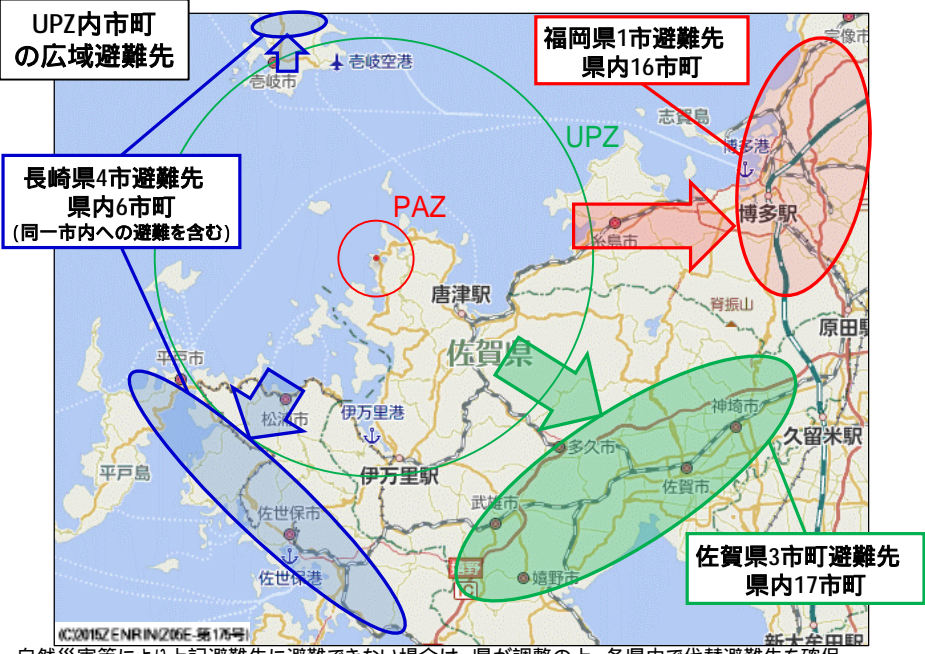
3. PAZ及びUPZの各自治体における広域避難先

- PAZ内、UPZ内の各市町の住民の避難先は、各県内で確保。
- 地域毎に予め避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



県	市町	住民数
佐賀県	玄海町	3,673人
	唐津市	4,453人
合計		8,126人

自然災害等により上記避難先に避難できない場合は、佐賀県がUPZ外で代替避難先を確保



自然災害等により上記避難先に避難できない場合は、県が調整の上、各県内で代替避難先を確保

玄海地域の緊急時対応（概要版）

PAZにおける避難・屋内退避の考え方

区域	種別	対象者数	避難等の流れ			備考
			警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	
PAZ (発電所から概ね5km圏内)	施設敷地緊急事態(原災法10条)で避難開始	避難行動要支援者(医療機関)	8人 唐津市(対象施設なし) 合計8人	＜避難可能な者:8人＞(玄海町8人) 対象施設 玄海町(1施設:8人) 唐津市(対象施設なし) バス1台により避難	医療機関(災害拠点病院1施設)	施設の避難計画に基づき、緊急時に佐賀県が避難先となる災害拠点病院を選定。
	避難行動要支援者(社会福祉施設)	109人 唐津市98人 合計207人	＜避難可能な者:138人＞(玄海町69人、唐津市69人) 対象施設 玄海町(2施設:109人) 唐津市(2施設:98人) バス4台(玄海町2台 ¹ 、唐津市3台)、福祉車両3台(玄海町)により避難 1 医療機関用のバス1台を含む。	社会福祉施設等 <玄海町の場合> (佐賀市内2施設・多久市内1施設・小城市内2施設) <唐津市の場合> (佐賀市内1施設・小城市内3施設・江北町内1施設)	施設の避難計画において、避難先施設を設定。	
	避難行動要支援者(在宅)	174人 唐津市290人 合計464人	＜無理に避難すると健康リスクが高まる者:69人＞(玄海町40人、唐津市29人) 自施設内(放射線防護対策施設)	放射線防護対策施設(玄海町内1施設)	無理に避難すると健康リスクが高まると判断された場合は、輸送等の避難準備が整うまで自施設内で屋内退避を実施。	
	避難行動要支援者(在宅)	174人 唐津市290人 合計464人	＜避難可能な者:416人＞ 対象者 玄海町:174人 唐津市:290人 集合場所(玄海町内15か所) → 玄海町避難先(小城市内8施設) 支援者とともに徒歩・車両で移動(玄海町168人、唐津市143人) → バス12台(玄海町6台唐津市6台)、福祉車両16台(玄海町9台唐津市7台)により避難 → 福祉避難所(116施設) 集合場所(唐津市内12か所) → 唐津市避難先(江北町内3施設 白石町内1施設)	福祉避難所(116施設)	避難行動要支援者は、避難先施設を経由して、指定された福祉避難所へ避難。	
	避難行動要支援者(在宅)	174人 唐津市290人 合計464人	＜無理に避難すると健康リスクが高まる者:48人＞(玄海町6人、唐津市42人) 支援者の車両で移動(105人) 福祉車両5台でバスの輸送(玄海町1台、唐津市4台)	放射線防護対策施設 ² (玄海町内1施設、唐津市内3施設)	無理に避難すると健康リスクが高まる避難行動要支援者は、近隣の放射線防護対策施設へ移動。	
	避難行動要支援者(学校・保育所)	122人 唐津市434人 合計556人	＜保護者へ引き渡しができなかった児童等＞ 対象施設 玄海町(1施設:122人) 唐津市(4施設:434人) 玄海町児童等バス4台により避難 → 玄海町避難先(小城市内1施設) 唐津市児童等バス11台により避難 → 唐津市避難先(江北町内2施設 白石町2施設)	玄海町避難先(小城市内1施設) 唐津市避難先(江北町内2施設 白石町2施設)	学校・保育所の児童等は、警戒事態になった場合、授業・保育を中止し、保護者への引き渡す。	
(原災法15条)で避難開始	全面緊急事態	一般住民 ³	＜玄海町から避難する者＞ 対象者 玄海町:3,260人 唐津市:3,631人 集合場所(玄海町内15か所) → 玄海町避難先(小城市内8施設) 自家用車で移動(2,827人) 徒歩等で移動(433人) → バス12台により避難	＜唐津市から避難する者＞ 自家用車で移動(2,921人) → 唐津市避難先(江北町内3施設 白石町7施設) 徒歩等で移動(710人) → 集合場所(唐津市内12か所) → バス20台により避難	住民はあらかじめ定められた避難所へ避難。 自家用車を利用可能な者は自家用車で移動。自家用車が利用できない者は、PAZ内市町のバス会社が保有する車両で移動。	
合計		8,126人				

施設敷地緊急事態避難準備を開始

保護者引き渡し

一般住民の避難準備を開始

3 一般住民の対象者数は、PAZ内住民の合計数から施設敷地緊急事態で避難する住民を引いた数字であり、若干の増減がある。

区域	種別	対象者数	屋内退避 / 一時移転(1週間程度内に実施)の流れ			備考
			警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	
UPZ (発電所から概ね5~30km圏内)	全面緊急事態で屋内退避を開始。その後、緊急時モニタリング結果に基づき、当該区域の住民の一時移転を実施 マイクロナンネルを超えると特定された区域は、当該区域の住民の一時移転を実施	佐賀県 3,775人 長崎県 1,613人 福岡県 119人			屋内退避 (87施設: 5,507人) → 一時移転対象病院 → 避難先医療機関 (614施設) バス・福祉車両(職員同乗)により移動 ³	<ul style="list-style-type: none"> 施設毎の避難計画は策定済み。 一時移転等の防護措置が必要となった場合、佐賀県、長崎県、福岡県の調整により、医療機関の受け入れ先を選定し、入院患者を移転・収容。
		佐賀県 5,541人 長崎県 1,674人 福岡県 387人			屋内退避 (289施設: 7,602人) → 一時移転対象福祉施設 → 避難先福祉施設 (392施設) バス・福祉車両(職員同乗)により移動 ³	<ul style="list-style-type: none"> 施設毎の避難計画は策定済みであり、全施設を対象に施設ごとにあらかじめ受け入れ施設を確保。 あらかじめ選定した受け入れ施設が使用できない場合は、佐賀県、長崎県、福岡県が代替の受け入れ施設を調整。
		佐賀県 9,991人 長崎県 3,753人 福岡県 2,070人			屋内退避 (15,814人) → 一時移転対象者 → 避難先施設 (720施設) → 福祉避難所 (540施設) バス・福祉車両(支援者同乗)により移動 ³	<ul style="list-style-type: none"> 一時移転が必要となった避難行動要支援者は、市町が準備した避難先に優先的に移動。 避難先施設における生活が困難な避難行動要支援者は近接の福祉避難所へ輸送。
		佐賀県 27,902人 長崎県 8,471人 福岡県 1,798人	対象施設 (287施設)	屋内退避 (287施設: 38,171人) → 一時移転対象学校等 → 避難先施設 (720施設) バス(教職員同乗)により移動 ³	<ul style="list-style-type: none"> 警戒事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者への引き渡しを開始。 保護者へ引き渡しできなかった場合は、全面緊急事態で屋内退避を行い、その後指示に基づき避難先に移動し、保護者に引き渡す。 	
		佐賀県 132,294人 長崎県 44,860人 福岡県 10,452人	保護者引き渡し	屋内退避 (187,606人) → 一時移転対象者 → 避難先施設 (720施設) 自家用車、バス等により移動 ³	<ul style="list-style-type: none"> 避難計画で定めている避難先へ一時移転を実施。 自家用車や佐賀県、長崎県、福岡県が準備したバス等で移動。 	
		合計	254,700人			

1 一般住民の対象者数は、UPZ内住民の合計数から避難行動要支援者の数を引いた数字であり、若干の増減がある。
 2 UPZ内の全住民のうち、緊急時モニタリング結果に基づき、毎時20マイクロナンネルを超えると特定された区域の住民は、一時移転を実施。
 3 架橋されていない離島については、まず船舶等により本土へ移動したのち、車両により避難先まで移動。

佐賀県、長崎県、福岡県が、それぞれの県内のバス会社等から必要となる輸送手段を調達。不足する場合は他県との応援協定や政府支援の下、近隣県等から、輸送手段を調達。

玄海地域の緊急時対応（概要版）

UPZの離島における対応

1. UPZ内における離島の概要

- 玄海地域では、UPZ内に20の離島（架橋された離島を含む）が存在。
- 原子力災害時の防護措置として、島内における屋内退避の実施のほか、一時移転等の実施が必要となった場合は海路（架橋された離島や島内避難が可能な場合は陸路）により一時移転等を実施。また悪天候等により島外避難が出来ない場合は、避難の準備が整うまでの間、島内の放射線防護対策施設等において屋内退避を継続。
- 自然災害との複合災害等に備え、放射線防護施設等を整備するとともに、食料や飲料水等の備蓄や防災行政無線などの情報伝達手段を確保。

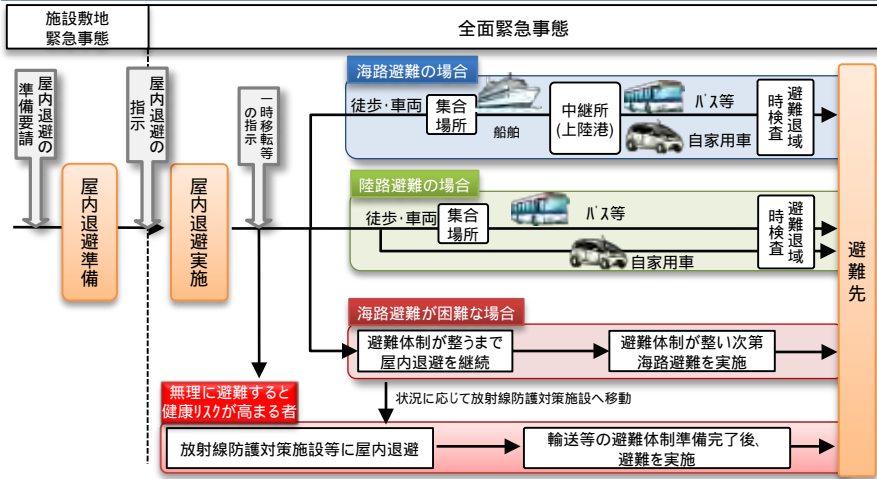


離島名称	所在地	人口
高島	佐賀県唐津市	255人
神集島		366人
小川島		393人
加唐島		144人
松島		55人
馬渡島	360人	
向島	59人	
鷹島【本土との架橋あり】	2,143人	
黒島	59人	
福島【本土との架橋あり】	2,716人	
飛島	50人	
青島	223人	
平戸島【本土との架橋あり】	2,083人	
度島	758人	
的山大島	1,136人	
壱岐島	14,879人	
大島【島同士の架橋あり】	137人	
長島【島同士の架橋あり】	123人	
原島	94人	
姫島	福岡県糸島市	182人

人口は「原子力災害対策重点区域域内」の人口を指す。

2. UPZ内の離島における一時移転等の基本フロー

- 施設敷地緊急事態となった場合は、屋内退避の準備を行うとともに、一時移転等に備えて集合場所の開設準備を実施。
- 全面緊急事態となった場合は、屋内退避を実施。その後、一時移転等の指示があった場合は、海路や陸路（架橋された離島や島内避難が可能な場合）により一時移転等を実施。
- 悪天候等により船舶による避難が困難な場合や、無理に避難すると健康リスクが高まる者は、近隣の放射線防護対策施設を含む屋内退避施設に屋内退避を継続。



3. UPZ内の離島における住民への情報伝達

- 唐津市、松浦市、平戸市、壱岐市及び糸島市は、それぞれの市域の各離島に情報伝達可能な防災行政無線等のほか、自主防災組織連絡網、消防団による広報巡回、ホームページ等を活用し情報を伝達。
- 離島における自主防災組織や消防団は、住民への情報伝達や避難者の状況や避難誘導体制等に関する情報共有を行うため、各離島に配備している携帯端末、衛星電話、各地区の防災行政無線屋外拡声子局に設置された双方向通信機を活用。
- 離島における医療機関、社会福祉施設、学校・保育所等への情報伝達は、それぞれの関係県及び関係市が連携して実施。
- 離島周辺の船舶には、関係市における漁業無線等の業務用移動通信等を活用し情報を伝達。

長崎県壱岐市

壱岐島の対象区域に防災行政無線屋外拡声子局を設置（計103か所）するとともに、全戸に告知放送受信機を配布。

大島、長島、原島の対象区域（全域）に防災行政無線屋外拡声子局を設置（計3か所）

佐賀県唐津市

高島、神集島、小川島、加唐島、松島、馬渡島、向島に防災行政無線屋外拡声子局を設置（計10か所）

福岡県糸島市

姫島に防災行政無線屋外拡声子局を設置（1か所）

長崎県松浦市

鷹島、黒島、福島、飛島、青島に防災行政無線屋外拡声子局を設置（計29か所）

長崎県平戸市

平戸島、的山大島、度島に防災行政無線屋外拡声子局を設置（計31か所）

4. UPZ内の離島における放射線防護対策施設及び生活物資等備蓄・供給体制

- UPZ内におけるそれぞれの離島のうち、避難体制が整うまでの屋内退避施設として、陸路で避難できない離島については、対象となる住民を収容するための放射線防護対策施設を整備。
- 災害時に備え、本土との架橋のない離島においては、全島民を対象にした生活物資（食料、飲料水等）をそれぞれの離島において備蓄。
- 本土との架橋のある離島においては、島内の生活物資の備蓄に加え、それぞれの市における民間業者等との物資の供給に関する協定に基づき、必要な生活物資を確保。
- 生活物資が不足する場合は、海路、空路、陸路により、必要な生活物資を供給。



玄海地域の緊急時対応（概要版） 住民の安全確保に向けた主な対策

1. 玄海地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施単位

- 緊急時モニタリング地点86地点を設定し、そこで測定された実測値に基づき迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、一時移転等の実施単位毎に関連付けを行っている。



2. PAZ内等の安定ヨウ素剤の事前配布

- 佐賀県玄海町及び唐津市、長崎県松浦市では、安定ヨウ素剤の事前配布に係る住民説明会を開催し、同時に安定ヨウ素剤の事前配布を実施した。平成28年8月31日現在、佐賀県では5,284人に、長崎県では1,155人に事前配布しており、今後も継続して説明会等を開催し、配布を行う。
- 乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤の事前配布に向けて準備中。



佐賀県市町	住民数	配布済人数
玄海町	3,583人	2,815人
唐津市	4,393人	2,469人
合計	7,976人	5,284人

長崎県市町	住民数	配布済人数
松浦市 (鷹島・黒島)	2,147人	1,155人

PAZ内及びPAZに準じて防護措置を実施する地域の対象住民数(3歳以上)

< 安定ヨウ素剤事前配布説明会 >



医師、県及び関係市町職員により、安定ヨウ素剤の効能や服用時期など、事前配布に際し知っておくべき事項を説明し、安定ヨウ素剤を配布する。

3. 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄と緊急配布

- 佐賀県、長崎県、福岡県では避難住民に対する安定ヨウ素剤の緊急配布のための備蓄。そのうち、対象となる離島については、それぞれの離島において安定ヨウ素剤の備蓄を実施。
- 緊急配布が必要となった場合は、集会所等で、対象住民に順次配布を実施。
- 乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤の備蓄及び配布に向けて準備中。



安定ヨウ素剤備蓄場所

佐賀県:72か所
長崎県:78か所
福岡県:5か所

安定ヨウ素剤の搬送を実施

安定ヨウ素剤の緊急配布を実施

- 佐賀県:計102か所
(集会所、避難経路上、避難退域時検査場所で緊急配布)
- 長崎県:計83か所
(備蓄場所、救護場所で緊急配布)
- 福岡県:計5か所
(備蓄場所で緊急配布)

4. 避難退域時検査場所の候補地の設定

- 佐賀県、長崎県、福岡県では、緊急時の避難を円滑に行うため、UPZ内人口や地域の道路事情等を考慮し、避難元市町と各避難退域時検査場所の対応付けを行ったうえで、候補地をあらかじめ準備。

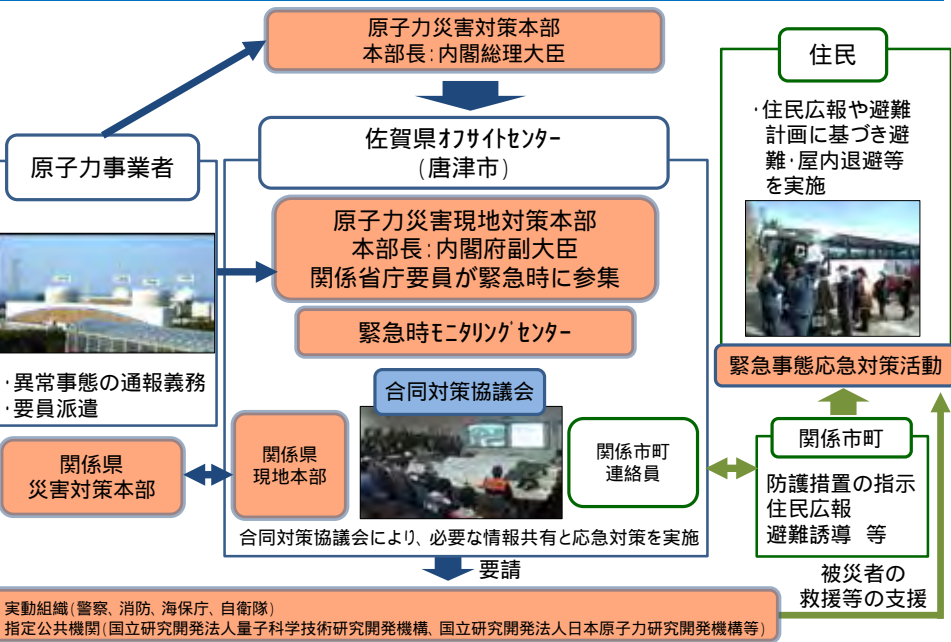


避難元県・市町		検査場所
佐賀県	玄海町	多久市陸上競技場
	唐津市	杵藤クリンセンター 他5施設
	伊万里市	有田中央公園 他4施設
長崎県	松浦市	波佐見町体育センター・ 波佐見町総合文化会館他3施設
	佐世保市	三川内地区公民館 他1施設
	平戸市	平戸文化センター 他1施設
	壱岐市	勝本町ふれあいセンター かざはや他1施設
福岡県	糸島市	福岡市民体育館 他47施設

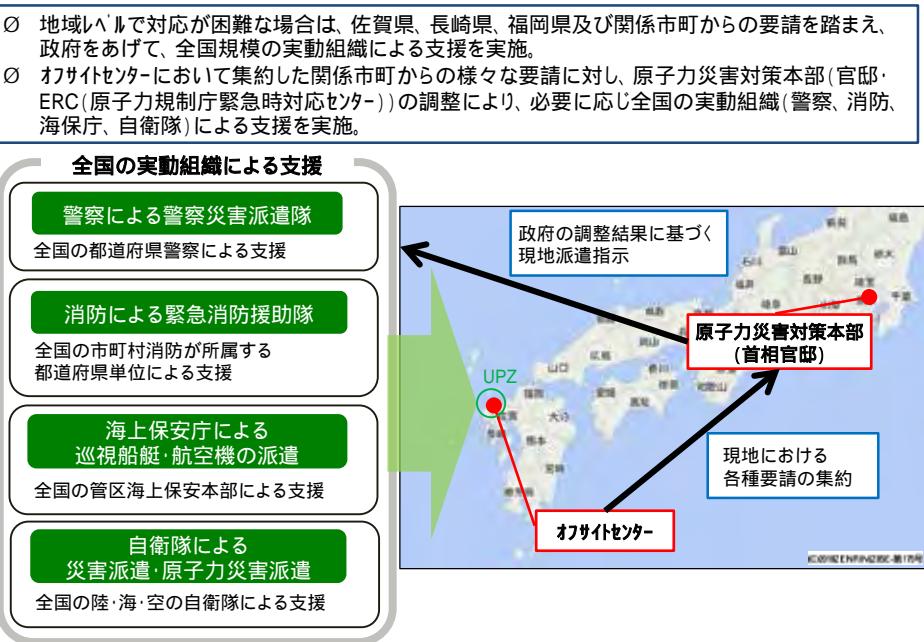
玄海地域の緊急時対応（概要版）

緊急時における対応体制

1. 緊急時対応体制

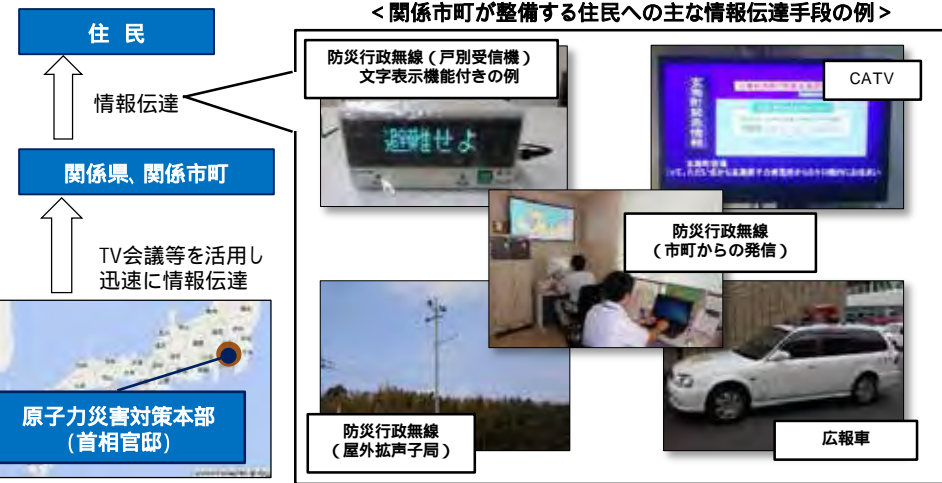


3. 実動組織の広域支援体制



2. 住民への情報伝達体制

- 〇 防護措置（避難、一時移転、安定剤素剤の服用指示等）が必要になった場合は、原子力災害対策本部から、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- 〇 関係市町は、防災行政無線、CATV、緊急速報メールサービス、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。



4. 自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例

- 〇 佐賀県、長崎県、福岡県と関係市町との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。
- 警察組織**
- 〇 現地派遣要員の輸送車両の先導
 - 〇 避難住民の誘導・交通規制
 - 〇 避難指示の伝達
 - 〇 避難指示区域への立ち入り制限等
- 消防組織**
- 〇 避難行動要支援者の搬送の支援
 - 〇 傷病者の搬送
 - 〇 避難指示の伝達
- 海上保安庁**
- 〇 巡視船艇による住民避難の支援
 - 〇 緊急時モニタリング支援
 - 〇 船舶等への避難指示の伝達
 - 〇 海上における警戒活動
- 自衛隊**
- 〇 緊急時モニタリング支援
 - 〇 被害状況の把握
 - 〇 避難の援助
 - 〇 人員及び物資の緊急輸送
 - 〇 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
 - 〇 人命救助のための通行不能道路の啓開作業